

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に係る廃止の届出がありましたので、その旨を同条第6項の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和8年9月8日

門真市長 宮本 一孝

記

1 届出の内容

(1) 廃止した大規模小売店舗の名称及び所在地

大真トップセンター

門真市江端町515番地1 他

(2) 届出をした者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ハヤマ

代表取締役 葉山 岳泰

門真市野里町9番3号

(3) 廃止年月日

平成31年3月31日

2 届出年月日

令和8年8月25日